

この手引きは、自治会等の内部での問題を考えるうえで参考となるものです。

自治会等問題解決の手引き

-事例方式による問題解決の参考-



注 意

このマニュアルは、市が自治会支援の一環として、一般的な考えや情報の提供をするものです。あくまでも参考ですので、活動の一助としてご活用ください。

令和8年4月改訂

佐倉市役所 自治人権推進課(043-484-6127)

目次

運営・活動に関する問題

基本事項編

- ・自治会活動の根拠を問われたら…(組織・活動の根拠) … 4 p
- ・加入(退会)を要求されたら…(自治会に加入するメリット・デメリット) … 5 p
- ・自治会長の職務と責任を問われたら…(会長の職務と責任) … 6 p
- ・役員になる人がいないと悩んだら…(選出方法の案) … 7 p

運営・活動の拠点編

- ・自治会館の使用料金に悩んだら…(集会所の料金請求・料金の適正化) … 9 p
- ・自治会館の老朽化で悩んだら…(集会所の新築・修繕) … 10 p

運営・活動の問題編

- ・回覧で悩んだら…(回覧の必要性・回覧の工夫) … 12 p
- ・会費を払えない(払わない)会員に悩んだら…(会費徴収問題) … 13 p
- ・業者からの問合せで悩んだら…(同意書を求められた・不審電話を受けた) … 14 p
- ・ゴミ集積場で悩んだら…(自治会員以外のゴミ集積所の利用) … 15 p
- ・お祭り関係で悩んだら…(祭りの在り方・運営・片づけ) … 16 p
- ・掲示板で悩んだら…(掲示板の設置・修理) … 17 p

組織論編

- ・加入案内で悩んだら…(転居者・マンション・アパートとの関係) … 19～20 p
- ・総会の運営で悩んだら…(召集通知・議決権の代理行使) … 21 p
- ・自治会の新設で悩んだら…(自治会を新設する場合の手続) … 22 p
- ・自治会の合併・分割で悩んだら…(自治会を合併・分割する場合の手続) … 23 p

防災・防犯に関する問題

- ・防災倉庫の設置で悩んだら…(公園に防災倉庫を置きたい) … 25 p
- ・災害時における自治会の役割に悩んだら…(緊急時の自治会員以外の方への対応) … 26 p
- ・防犯活動で悩んだら…(自治会でできる防犯活動について) … 27 p

福祉に関する問題

- ・募金の収集で悩んだら…(募金の性質・収集) … 29 p
- ・自治会の高齢化で悩んだら…(役員の高齢化) … 30 p
- ・高齢者との関わりで悩んだら…(地域の高齢化) … 31 p

運営・活動に関する問題

基本事項編

問 自治会活動の根拠を問われたら…

事例

甲さんは、A自治会に参加している。A自治会では役員を輪番制で選出しているため、今年は甲さんが自治会長に選ばれてしまった。さっそく役員会を行ったところ、他の役員から「住民に協力をお願いをするにも嫌な顔をされる。いざというとき説明できるような根拠はないものか」と質問されてしまった。そこで、甲さんは、自治会活動の根拠について整理することにした。

一つの解答案

1. 自治会定義関連の法規

自治会とは、おおまかに言えば、住民が地域のつながりに基づいて生活の向上を目的として結成した団体です。佐倉市では、「市内の一定の区域に住所を有する者が地縁に基づいて形成し、共通利益の実現と生活の向上を目的として民主的な運営の下に自主的に活動する団体であって、市にその結成の届出をしたもの」（佐倉市自治会等自治振興交付金交付規則第2条第2項）と定義されています。また、地方自治法においては、地縁による団体を「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定し（地方自治法260条の2第1項）自治会はこの地縁による団体にあたります。

2. 自治会の法的性格

自治会は行政の下位機関ではなく公の団体でもありません。法的性格は民法上の任意団体（権利能力無き社団）にあたります。自治会は民間団体ですが市との関係は対等です。現在、自治会と佐倉市との間では、情報提供に関する同意契約や業務委託契約が締結されており、この契約を根拠に行政連絡的な活動が行われます。

3. 活動の根拠

法律上、自治会の活動について定める直接の規定はありません。活動や運営については、原則的には「自治会の規約（会則）」、「総会での意思決定」、「民法」、「地域の慣習」などが根拠となります。（参考：民法第92条、法の適用に関する通則法第3条）

4. 活動の限界

地域住民生活の向上を目的とした団体であるので、地域福祉・地域防災防犯・地域親睦などが主な活動分類となります。具体的に何をすべきか迷った時は、活動目的（自治会がすべき仕事であるのか）と、活動分類（自治会ができる仕事なのか）を基準として検討してみましょう。

また、自治会が法人格を持った場合（認可地縁団体の場合）には、活動が目的の範囲内であるか否かも一つの参考となります。（参考：地方自治法260条の2第1項抜粋：地縁による団体は…市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し義務を負う。）

※ 認可地縁団体とは：自治会が法人格（権利能力）を得た団体。自治会の名義で契約の当事者になったり、不動産の登記が行えたりする。

問 加入(退会)を要求されたら…

事例

A自治会では、新規の転入者に向けて、自治会に加入して貰えるように案内を行っている。他方で、最近では負担の多さを理由に加入を断るお宅も多い。そこで、A自治会長は、自治会に入ることを強制できるか？また自治会に入るメリット・デメリットは何かを考えることにした。

一つの解答案

1. 自治会は任意の団体(加入強制できない)

自治会はあくまでも任意の団体であり加入を強制することはできません。最高裁の判決では、「(自治会)は、会員相互の親ぼくを図ること、快適な環境の維持管理及び共同の利害に対処すること、会員相互の福祉・助け合いを行うことを目的として設立された権利能力のない社団であり、いわゆる強制加入団体でもなく、その規約において会員の退会を制限する規定を設けていないのであるから、(自治会の)会員は、いつでも被上告人に対する一方的意思表示により被上告人を退会することができると解するのが相当であり、本件退会の申入れは有効であるというべきである。」(最判平成 17. 4. 26. 第 3 小法廷民集 216 号 639 頁)とされています。

2. 自治会に入るメリット

自治会に入るメリットの1つは、地域とのつながりを得ることです。大規模災害や犯罪に見舞われたとき、顔が見える関係であれば救助・防犯の確率が高くなります。自分自身あるいは大切な家族を守るためにも、地域の日や手を借りられる関係を築くことは重要です。また、福祉の面でも、地域包括支援としての活用や近年問題になっている孤独死や認知症の対策になります。

3. 自治会を抜けるデメリット

自治会を抜けるデメリットには、回覧物などが回らなくなる問題(行政連絡機能でのデメリット)、自治会の管理するゴミ集積場の利用問題(生活環境整備でのデメリット)、災害時に避難支援が受けにくくなったり、福祉的な支援が受けにくくなったりする問題(地域連携でのデメリット)があります。

4. 退会の自由は妨げてはならない

最高裁の判例によると、規約において退会を制限する規定があれば、退会を制限できるように読めます。但し、そのような規定は当該会員の入会時及び本件退会申し入れ時まで存在している必要があります(参考：三島簡易裁平成 27 年 6. 18(小コ)第 2 号)。退会が制限されることを、会員が十分に承知していなければならぬためです。突然、規約を変更して退会を制限するようなことはできないと考えるべきでしょう。

また、任意加入であるということは、規約上その様になっているということだけではなく、事実上も退会の自由が保障されていることが重要です。退会者に対して、不利益を課す意図で、自治会の独断でゴミ捨て場の利用を制限したり、特定場所への立ち入りを禁止したりする権限は、原則として自治会にはありません。ご注意ください。

問 自治会長の職務と責任を問われたら…

事例

A自治会長は、なんとか日々の自治会運営をこなしていたが、市からの連絡や住民からの苦情処理など雑多な仕事も多い。地域のためとはいえ、負担が多いと自分が大変だと考えたA自治会長。そこで、A自治会長は、自治会長の仕事と責任について考えることにした。

一つの解答案

1. 自治会長に求められる仕事

(1) 仕事の種類

自治会長の仕事には、①自治会の運営・活動を行う仕事、②地域の窓口としての仕事、③行政との連絡係、④自治会活動以外での地域活動としての仕事があると考えられます。

具体的な仕事の内容は、①については自治会ごとに異なります。この点については、運営マニュアルを基本として参照してください。しかし②③については、一定の水準で内容を共通することが望まれます。

(2) 地域の窓口としての仕事の処理方法

住民からの苦情や意見は、要点などを整理したうえで、自治会内部(総会決議等)で解決を図るか、佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)へご相談ください。内容によっては、市の用意した要望書のひな形がありますので、そちらもご利用頂けます。なお、電話でのお問い合わせは、地域の意見を取りまとめる必要はありませんが、要望書の提出は地域の総意として扱いますので、必ず取りまとめと地域での同意をとって下さい。

(3) 行政との連絡係としての仕事の処理方法

回覧物・送付物の受取事務や住民からの問合せに対する回答事務、工事業者等からの問合せに対する回答事務などがあります。基本的には、市役所から依頼の書類が送付されて来たり、電話での協力のお願いがございますので、そのつど案内に従って処理して頂くことになります。

(4) 自治会活動以外での地域活動の処理方法

また、会長職の就任に伴って、各種団体等から地域活動の依頼がございます。市とは無関係の依頼事項もございますので、不安に思った場合には市へご相談ください。

2. 自治会長の責任

(1) 求められる水準

委任関係や委任関係に準ずるものについては、善良なる管理者の注意義務(善管注意義務)が求められます。(民法第644条・第656条) この注意義務を払っても回避できないトラブルについては、基本的には、責任はないと考えて良いでしょう。(予測できない大規模地震で自治会の書類が紛失した等)

善管注意義務とは

＝その人の能力・職業・社会的地位から考えて、通常期待されている注意を尽くすこと。

(2) 自治会長の責任

自治会は、公の団体ではないので、自治会長の責任につき行政法上の規定はありません。ただし、民間の団体として他人に損害を与えれば民事責任を追及されたり(民法709条等)、横領や背任を行えば刑事責任を追及されたりすることがあります。(横領：刑法第252条、背任：刑法第247条)

問 役員になる人がいないと悩んだら…

事例

A自治会では役員不足に悩んでいる。役員会で次期役員選出について、色々と情報を集めたいということになった。そこで、A自治会長は、役員選出の方法につき情報を集めることにした。

一つの解答案

1. 情報提供(現状の分析—長期固定型・短期交代型—)

役員不足は、多くの自治会が抱える悩みの1つであり、選出方法は2極化が進んでいる現状です。①特定の方が長く任期を務める長期固定型、②短期の任期を設定して輪番などで持回る短期交代型がその典型です。長期固定型は、組織が安定するメリットがありますが、組織が硬直化し恣意的な自治会運営につながるデメリットがあります。短期交代型は、平等に役員を選出できるメリットがありますが、組織が不安定で、無責任な自治会運営につながるデメリットがあります。

2. 市の協力

この様な現状を受け、自治会長からの相談事項には、総会等で市が行政指導や説明を行って役員選出に協力してほしいとの相談があります。これに応じて、佐倉市では自治会への加入促進につながる活動や、役員活動の重要性についてPRを行っています。また、役員が抱える負担の軽減につながるように各種制度の見直しや改善も行っています。他方で、残念ながら佐倉市が個別の総会に訪問して行政指導を行うことはできません。自治会は、あくまでも自主的な組織であり、市の行政指導にも法的な拘束力はありません。行政が法的な拘束力なく特定人に特定の社会的地位を強制することは違法となってしまうからです。

3. 対策の提案

直接のお手伝いはできませんが、せめてもの対策案として役員選出の2つの制度をご案内します。

役員選定委員会制度

現職役員等が中心となり委員会を組織します。委員会は、複数の候補者を見つけ、候補者の抱える事情等を聴取・検討し、本人の了承を得て一次候補者とします(一次選考)。一次選考を行う母体は、自治会全域でも、組(班)単位にして輪番にしてもかまいません。役員選定委員会は、一次選考後、勉強会を実施し、役員の職務内容や重要性を説明して候補者の不安感・負担感を軽減します(役員選定委員会が主導する職務はここまでです。)。事前理解が深まった段階で、候補者間での調整会議を行い、どうしても辞退したい事情がある候補者だけを除外します(二次選考)。残った複数名の候補者を委員会推薦候補者として発表します。これに他の候補者(自薦・他薦)を加えて総会で投票を行い役員を決定します(三次選考)。

【利点】：複数名を一次選考する点で、選定側も候補側も一本釣りより心理的に負担が少ない。二次選考前に勉強会を行うので、候補を外れた会員にも役員活動への理解を広げていける。現職役員は次年度の選定委員になるため、二次選考時の知識や情報を反映できる。…など。

補助制度

役員にサブ担当をつけ次年度のメイン担当にする、あるいは、前年度役員が顧問となる等の方法で、1つの役職につき経験者を含む2名で対応することで負担を軽減する方法です。

運営・活動に関する問題

運営・活動の拠点編

問 自治会館の使用料金に悩んだら…

事例

A自治会では、自治会で自治会館を所有している。地域の建物なので今まで特に利用料金を求めてはいなかったが、ある時から、①町内の特定サークルが頻繁に利用するようになり、また、②地域外のサークルからも利用を打診されたりしている。

そこで、A自治会長は、①と②の場合に、使用料につきどの様に対応するか考えることにした。

一つの解答案

1. 料金の請求

自治会館の使用規約などがある場合には、まずは規約がどうなっているか確認してみましょう。自治会館は地域の建物であり、料金を請求するか、いくら請求するかは、地域の特色に合わせて話し合うことが最も良い方法です。

使用料については、一般的には実費程度の使用料(電気・冷暖房代)を求めている自治会や、独自に設定した料金(1000円～3000円程度)を請求している自治会があります。さらに地域以外の利用者の場合には、料金を割高に設定している自治会もあります。

事例①の場合、自治会費での自治会館の管理に支障をきたすほど特定者の利用が頻繁ならば、新たに使用料の設定を検討するのも方法でしょう。事例②の場合も、自治会館が自治会費で管理されていることを考えれば、地域の建物を管理するためにも相手のサークルと話し合っ、使用料の支払いを求めても良いかもしれません。いずれの場合にも、新たに使用料設定し請求する場合には、明確な自治会館の使用規約を作成することが必要です。

2. 料金の適正化

既にある料金の見直しを行いたい場合には、自治会が自ら地域の実情に合った料金を算定し規約を変更する必要があります。集会所は民間の施設であり公共施設とは異なるため、使用料の算定の根拠となる法令はありません。しかし、使用料の基準額を求める1つの考え方として、以下の算定式が使えます。

《算定式1》 使用料基準額 = 1 m^2 あたり利用時間単価 × 貸室等面積(m^2)

《算定式2》 1 m^2 あたり利用時間単価 = 1 m^2 あたり年間経費 ÷ 年間利用可能時間数

《算定式3》 1 m^2 あたり年間経費 = 運営管理費 ÷ 施設総面積(m^2)

※ 《算定式3》 → 《算定式2》 → 《算定式1》順に計算を行う。

前提として、この算定式は管理費用を算出根拠としています。不動産評価額などを算出根拠にすると、新しい建物や地価の高い建物の使用料が高騰し不平等となるからです。《算定式3》は、施設を管理する費用を施設の面積で除算します。これで、施設の 1 m^2 あたりにいくらの管理費がかかっているか算出します。《算定式2》は、施設の 1 m^2 あたりの管理費を、施設を利用する時間で除算します。これで施設の 1 m^2 あたり、1時間にいくらの管理費がかかっているか算出します。《算定式1》は、施設の 1 m^2 あたりの1時間にかかる管理費を実際に貸し出す施設の面積で乗算します。これで、実際に貸し出す部分の1時間の管理費用が算出されます。

問 自治会館の老朽化で悩んだら…

事例

A自治会では、自治会で自治会館を所有している。最近では老朽化が進み、集会所の建て替えやリフォームについて関心が集まっている。そこで、A自治会長は、集会所の新築や建て替えについて考えることにした。

一つの解答案

1. 地域の同意をしっかりとること

集会所の建て替えやリフォームで重要なのは、地域の同意をしっかりと得ることです。
建築物の工事には多大な費用が掛かるため、会員の中には反対される方もいます。

反対意見は、単に金額の問題だけではなく、同額でより有益な活動ができるのではないかと自治会の運営方針への意見や、自己の信念から出ている場合もあります。

集会所は大切な自治会活動の拠点ですが、独りよがりでは事業の成功はありません。住民の声に耳を傾け、協力者をなるべく多く募集し、まずは地域の総意を形成しましょう。

2. 早めの情報収集と相談を行うこと

集会所の整備にあたり、次に大切なことは、資金の準備と用地の確保です。

資金は、自治会費から積み立てたものを利用するのが一般的ですが、佐倉市では、集会所の建て替えやリフォームに補助金を出しています。補助金の額は、次のとおりです。財政状況により、ご要望どおりに補助ができない場合や、補助限度額が減額となったり、制度が廃止となったりする場合があります。

経費区分	補助率	限度額
新設	補助対象経費の1/2	1,000万円
増設及び改設(補助対象経費40万円以上の工事)	補助対象経費の1/2	800万円
修繕及び外構(補助対象経費20万円以上の工事)	補助対象経費の1/2	100万円
用地賃借料	補助対象経費の1/2	25万円
建物賃借料	補助対象経費の1/2	20万円

補助金は予算を組んでから交付しなければならないので、集会所を整備する予定がある場合には、お早めに佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)まで、ご連絡ください。また、申請より先に工事を始めてしまった場合には、補助金の交付はできません。

用地の確保については、原則的には従来と同じ場所への建て替えが望まれます。例外的に、別の場所に建て替えたい場合にも、自治会が自ら用地の確保をおこなって下さい。市は、情報提供や相談に乗ることは可能ですが、特定の土地を案内することはできません。

3. 明朗会計、透明性を保つこと

業者の選定や資金繰りなど、事業を行うためには透明性が求められます。補助金を利用する場合にも、業者2社以上の相見積もりが求められますので、独断での選定や会計は控えましょう。

運営・活動に関する問題

運営・活動の問題編

問 会費を払えない(払わない)会員に悩んだら…

事例

A自治会では、会費を徴収しているが、会員の中には会費を滞納する方もいる。また、高齢者の中には、自治会活動を楽しみにしていても会費を払えない方もいる。

そこで、A自治会長は、この様な場合について考えることにした。

一つの解答案

1. 会費の在り方

かつて自治会が共助的な役割を強く持っていた時代には、会費は見立割制(家庭をランク付けして会費を決める制度)で収集され、貧しい家庭でも平等な地域サービスを受けられる仕組みが採られていたこともあります。しかし、現代では、各家庭の経済状況を知ることは困難ですし、また自治会が独断で金額差を設けることは、不当な差別につながり妥当ではありません。

したがって、会費は自治会の運営費であることを重視し、会員から平等に収集することが原則となります。また、会費とは別の共益費(ゴミ集積所の管理費)については、利益を受けている退会者からも収集できる可能性があります。

2. 滞納者への対応

支払い能力があるのに、会費を滞納している方は、原則に従って平等に会費を請求すべきだと考えられます。顔が見える関係で請求がしづらい場合には、請求書を自治会名義で作成し郵送する等の方法があります。また、納入忘れの注意喚起という形でまずは一般的な呼びかけをする方法もあります。もっとも、滞納者側にも経済的な事情がありますから、分割納入や高収入時の一括払いなど、支払方法を工夫することは必要です。なお、一部(1円でも)会費を支払って頂く事は、債務の承認にあたり消滅時効(民法第169条)を中断(民法第147条第3号)しますので、少額でも収集するようにしましょう。

3. 支払いをしたいのに支払えない方への対応

支払いをしたいのに支払えない方については、代替手段として労力を提供して頂く方法があります。例えば、1年間、近所のゴミ集積場の管理して頂く代わりに年会費を免除する。あるいは、役員が出席できない会議に代理で出席する代わりに、親睦行事の参加費を免除する等、バランスをとりつつ金銭相当の労力を提供して頂きます。この方法は役員の負担軽減につながるだけでなく、一方的な免除よりも心理的負担が少ない点で考慮に値する方法です。

もっとも、この様な方法をとるには、事前に制度について総会などで同意を得、規約に定めておく必要があります。また、実際に制度を適用する場合にはプライバシーへの配慮も必要です。(会計処理の関係上、役員には名前が知られてしまう等の事情につき、相手の同意を得て置きましょう。)

なお、制度の濫用によって、会費不足が生じないように利用の条件なども整備しておきましょう。(年齢ごとに提供する労力の程度に差をつける、制度利用の回数制限を設けるなど)

問 業者からの問合せで悩んだら…

事例

A自治会長は、業者の対応に悩んでいる。地域情報の問い合わせが来たり、工事時の通行止め同意書を求められたり、なにかと連絡が多い。自治会長の仕事とわかっていても近年の物騒な風潮から心配である。そこで、A自治会長は、業者対応について考えることにした。

一つの解答案

1. 情報提供について

佐倉市では、業者に情報を提供する際には、原則、業者に市役所の窓口まで直接お越しいただき、名刺や身分証の写しを頂いたうえで、必要事項を依頼書に記載して頂いています。(例外として、他県の遠方業者の場合には、事情を審査し、申請書を提出させたいメールなどで対応しております。)

業者からの問合せや電話が不審であると感じた場合には、回答を保留し、佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)にお問い合わせください。

ただ、工事時の通行止めに関する同意書や、ゴミ集積所の問い合わせは、実際にお問い合わせが多い事項です。特に不審な点が無い場合はご協力をお願いいたします。

2. 業者からの業務の委託

自治会と市は業務委託契約を締結しております。しかし、市とは無関係の業者が自治会に業務を委託しようとする場合があります。(電話帳の配布業務や調査業務など)

業者からの委託を受けるか否かは自治会の任意となっております。

なお、業者の行う事業の中には、「佐倉〇〇帳」や「〇〇さくら」など、市が行う事業と類似する名称のものが 있습니다。自治会に過度の負担がかかる業務を委託された場合や、不審な業務の委託を委託された場合には、佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)までご報告ください。

問 ゴミ集積場で悩んだら…

事例

A自治会では、毎年の転出入で、自治会を退会される方や未加入の方が多く、そういった方々がゴミ集積場を利用する事について、どのように説明したらよいか悩んでいる。また、役員からは、地理的条件や生活スタイルの違いもあるのだから、いっそのこと、未加入者などが使用するゴミ集積所を新設できないかとの話もある。そこで、A自治会長は、ゴミ集積所について考えることにした。

一つの解答案

1. ゴミ集積所の設置及び管理

ゴミ集積所は、自治会などゴミ集積所を利用する方々のグループが市と協議して、自主的に設置し、管理を行っています。例えば、設置場所の選定や掃除当番のルール作り、カラスによる散乱を防ぐための対策など、管理のための様々な取り決めは、利用する方々の話し合いと費用負担で行われています。

2. 自治会未加入の方が、既存のゴミ集積所を利用する場合の留意点

佐倉市におけるゴミの収集は、分別区分ごとの排出方法により、決められた収集日の決められた時間までに、自治会等により設置されたゴミ集積所に出されたものを市で収集する方式(ステーション方式)としています。

自治会未加入の方でも、ゴミ集積所を管理する自治会等との話し合いにより、ゴミを出して頂くことも可能ですが、その場合は、自治会等から、ゴミ集積所の管理費用や清掃などの労力の負担を求められることがあります。

3. ゴミ集積所の新設

既存のゴミ集積所が利用できない場合は、自治会などの会員以外の方々の申請で、新たにゴミ集積所を作ることも可能です。その場合は、市でお願いしている設置条件がありますので、佐倉市役所廃棄物対策課(043-484-6149)まで、ご相談下さい。

4. 自治会などの入退会とゴミ集積所の利用

市民は、自治会活動を理解し、加入し、協力してもらうことが前提ですが、自治会等に加入せずともごみ集積所を利用できます。ただし、利用するごみ集積所の維持管理に係る部分について、可能な範囲での協力を希望します。(5頁の「加入(退会)を要求されたら…」も参照。)

問 お祭り関係で悩んだら…

事例

A自治会では、毎年、地域の神社でお祭りを実施しているが運営が大変である。また、若い人の中には、そもそもお祭りに協力的でない人もいる。そこで、A自治会長は、この様な場合について考えることにした。

一つの解答案

1. お祭りの在り方

まず、お祭りは色々な性質を持つ行事であることを確認しましょう。例えば、1、地域の親睦行事としての性質。2、宗教行為としての性質。3、伝統行事としての性質などがあります。

親睦行事や伝統行事としては多くの方に参加してほしいところですが、宗教行事としての性質があるお祭りについては、信教の自由(憲法第20条第1項)があるため、参加を強制することまではできないと考えられます。なお、宗教事業としての性質について言えば、自治会は民間団体なので政教分離規定は関係ないと考えられます(憲法第20条第1項、第89条)。自治会がお祭りに資金を支出することは、必ずしも違法ではありません。自治会員の意思の自由を侵害する形で、お祭りの資金を収集することは無効です。

裁判例としても、神社関係費の支出を一般会計と区別せず一括して自治会費を徴収することは、会員に神社関係費の支払を余儀なくすることになり、憲法20条1項・2項の趣旨に反し違法だとして、自治会費の支払拒絶を理由とする脱退認定取扱いは無効との判断がされました。(参考：佐賀地裁判決平成14年4月12日392号)

2. お祭りの運営

お祭りを運営する場合、自治会の中には祭礼実行委員会(運営組織)を組織して行っているところもあります。自治会役員がお祭りの運営まで行うことは、自治会役員の負担増加につながるため、できれば別の方に運営組織の役員をして頂くのが望ましいでしょう。

・お祭りが小規模な場合(例えば、村の寄り合い、宴会で終了する場合)

この場合、飲食物の購入や会場準備など準備は短期間で済むことと思います。会員の中には宴会が苦手な方がいることや、都合が悪く出席できない方がいることへの配慮が必要でしょう。特定の方が自治会費で遊興しているというイメージを払しょくするためにも、あらかじめ出席確認をとりましょう。欠席者には飲食代の代わりにお土産や記念品を配布したり、運営資金を還付したりする等の工夫が必要でしょう。

・お祭りが大規模な場合(例えば、神輿や出店がでるような場合)

この場合、準備段階から負担が大きくなります。そのため会員の中で準備をする側と楽しむ側が完全に分離しないように配慮が望ましいでしょう。準備の負担が大きい役員には、あらかじめ周知の上、お祭りの特典(割引券や優先席券)を配布するなど工夫をしてみたいかがでしょう。魅力的な特典を設けることで、役員のやる気が上がることや、特典のために手伝いが増え準備の負担が減ることが期待されます。また、太鼓や子ども神輿など(コミュニティ備品)は市で貸し出しをしています。(詳細は佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)まで)

2. お祭りの片づけ

お祭りが出たゴミのうち可燃ゴミ等は、市が自治会向けの住民サービスの一環として、収集しています。お祭りの開催前に佐倉市役所廃棄物対策課(043-484-4202)まで、ご相談ください。

問 掲示板で悩んだら…

事例

A自治会では、2台の掲示板を管理している。最近、その内の1台が老朽化し修理しようという話が自治会内で持ち上がった。また、自治会のイベントを広めるためにも掲示板を1台新設しようという話も出ている。そこで、A自治会長は、**掲示板の設置や修理について調査することにした。**

一つの解答案

1. 掲示板の新設

掲示板を新設する場合には、事前に佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)へご相談ください。

掲示板の基数は、区域内に原則として2基までです。なお、区域の世帯数が210世帯を超える区域及び面積が著しく広大な区域については、区域の実情を考慮し、自治会等の要望により3基目以降を貸与できます。

購入費用は市がすべて負担する代わりに、設置にかかる費用は自治会に負担して頂きます。掲示板には自治会の掲示物やポスターも貼られることから、費用を折半するものです。

なお、市が設置工事を代行し工事代金を自治会に請求するということはありません。また、工事を行う業者は自治会が自由に選択できます。市では特定業者の斡旋は行っておりません。

2. 掲示板の修繕

掲示板の修繕については、佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)へご相談ください。 アクリル板の交換・裏板の交換については市が行います。

(それ以外のメンテナンスに含まれる事項、サビ落とし、掲示板の傾きについては、原則として自治会に対応して頂いております。)

運営・活動に関する問題

組織論編

問 加入案内で悩んだら…

事例

A自治会では日頃の自治会活動に励んでいたが、最近、近所に新しいマンションができるという噂を聞いた。自治会としては、A自治会に加入して貰いたいと思っている。そこで、A自治会長は、転居者・マンション・アパートとの関係について調査することにした。

一つの解答案

1. 一般的な加入案内について

開発業者が新しいマンションやアパートを建築する場合、市役所からも近隣自治会に所属するように指導を行っています(開発事業事前協議における指摘事項)。

しかし、開発業者も顧客相手では徹底できない場合もあるので、加入促進には自治会側からの歩み寄りが必要です。ご近所付き合いの延長線上から自治会の活動案内をしてみてもいいのではないでしょうか。

もともと、個別のお宅に訪問するのは大変な労力ですし、生活スタイルの多様化から、なかなか会えない方も多と思います。

そこで、佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)では、転入者向けの加入案内チラシを用意しております。郵送での一括送付(数十枚単位も可能)をしておりますので、ぜひご活用ください。

例えば、マンションやアパートの入り口、掲示板付近、ゴミ集積場など、転入者の目に触れる場所にチラシを配架して下さるだけでも、自治会のPRにはつながるものと思います。

2. マンション・アパートとの関係

・管理組合とは…

分譲型のマンションやアパートには、いわゆる「管理組合」があります。この管理組合とは、建物などの区分所有者が管理を目的として結成した組織で、(建物の区分所有などに関する法律第3条、第47条参照)、地域の共通利益の実現と生活の向上を目的としている自治会とは異なる組織と考えられています。

管理組合は、区分所有者の権利義務について対処を行いますが、通常は、地域の問題には取り組みません。マンションやアパートの住民に、「管理組合に入っているから…」と言われた場合には、自治会は別の組織であることをPRしてみてください。なお、自治会費の徴収は、共有財産の管理に関する事項ではなく、区分所有法第3条の目的外の事項であることから、マンション管理組合において多数決で決定したり、規約等で定めても、その拘束力はないものと解されています。

(参考：東京簡易裁判所：平成19年8月7日20200号)

もともと、管理組合が別に自治会を組織している場合もあります。その様な場合には、区分所有者は管理組合員であると同時に、自治会にも所属していることとなります。

・マンション・アパートのオーナーと自治会費の問題

賃貸型のマンションやアパートには、一時的な転居者が多いことから、自治会に加入しないという方もいます。そういう場合、マンションやアパートのオーナーに賛助会員として、自治会費相当分を負担して頂く自治会もあります。

管理組合と自治会費の取扱い（最新判例）

マンションの管理組合が自治会（町内会）に団体として加入し、防災・清掃・地域環境の維持等の活動に協力することは、管理目的に資する範囲であれば可能と解されています。一方で、納涼祭・レクリエーション等の親睦・娯楽を主とする活動費は、管理費（区分所有者から強制的に徴収する費用）から負担できません。

また、自治会は任意加入の団体であり、個人として自治会を退会した方から自治会費相当額を取り続けることはできません（管理組合が自治会費を“代行徴収”している場合でも同様）ので注意が必要です。

実務では、会計区分（自治会会計上、管理組合取りまとめ分・個別会費・寄付等の区分経理）と退会者への不徴収の徹底を行い、必要に応じて管理組合との覚書（取決め）に「団体加入・代行徴収・退会者不徴収」の取扱いを明記する等、適切な整理を行うことでトラブルを防止することができます。

（参考：東京高等裁判所：令和5年5月17日判決〔上告棄却により確定〕）

問 総会の運営で悩んだら…

事例

A自治会ではこの度、総会を開催する事となった。(1)しかし、うっかりしていて総会の招集通知に決議すべき目的事項を1つ入れ忘れてしまった。その事項を総会で決議できるだろうか。(2)また、総会に欠席する会員も多いことから、議決権の代理行使にはどのような注意が必要だろうか。以上の2点をA自治会長は疑問に思った。そこで、A自治会長は、総会の召集や議決権の代理行使について調査することにした。

一つの解答案

1. 総会決議の性質

自治会の総会は、自治会の意思決定機関です。もともと、決議内容が法令に違反している場合、及び総会決議の実体が全く存在しない場合には、一般的に決議は無効となります。

2. 通知されていない目的事項の総会の議決

自治会は、権利能力無き社団であるため、総会の方法について直接定めた規定はありません。しかし、総会における議決権の行使は会員の権利であることから、事前に十分な情報が提供されていることが前提です。(通知を見て、会員は出席するか否か等を判断するため。) そのため、役員会が行った決議の目的事項を定めた事前の通知に、通知漏れがあった事項は、総会で決議できないと考えるべきでしょう。 参考ですが、一般的な社団について定めている法律でも、役員会を置いている社団は、召集の決定事項以外の目的事項については議決することができないと定めています。(参考：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第3項)

3. 議決権の代理行使

総会に出席できない場合、多くの自治会では議決権の代理行使がされています。生活スタイルの多様化により、総会に出席できない方が増える中で、議決権の代理行使が総会に占める割合は重要なものです。議決権の代理行使が不当なものにならない様、以下のことに気を付けましょう。

① 代理権の授与は、総会ごとに行うこと

(参考：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第50条)

総会ごとに話し合う議題は違うのですから、会員の意思もその都度変わります。

「この人は毎回不参加だから…」と、手続を省略してはいけません。

② 議決権の不統一行使も認めること

通常、議決権は権利者がその意思を統一して行使するものです。

しかし、代理行使を認める以上は、同一人が複数の議決権につき不統一に行使することを認めなくてはなりません。

なお、どのように議決権を行使するかは、委任された内容によります。

※ 総会の一般的な運営方法については、別冊、運営の手引きをご参照ください。

問 自治会の新設で悩んだら…

事例

A自治会では日頃の自治会活動に励んでいたが、最近、近所に新しいマンションができた。A自治会の精力的な活動に触発されて、マンション住民は新たにBマンション自治会を設立しようと動き出した。Bマンション自治会の発起人から、自治会の設立についてアドバイスを求められたA自治会長。そこで、A自治会長は、自治会の新設手続について調査することにした。

一つの解答案

自治会設立までの事務の流れは、別冊、自治会運営の手引きをご参照ください。
ここでは、市の自治会制度、手続関係について、ご説明します。

1. 佐倉市への届出の性質

佐倉市では、自治会を届出いただく事で市からの連絡業務につなげております。登録や許可といった手続ではないので、届出をしない自治会が自治会として扱われな
 いということではありません。

2. 届出をする場合の提出書類

届出をして頂く場合以下の書類が必要になります。

- 自治会・町内会・区等設立届 …届出書類
- 自治会規約 …添付書類：自治会の実態把握に必要
- 自治会の区域図 …添付書類：自治会の範囲の把握に必要
- 個人情報の取扱いに係る同意書…添付書類：行政連絡業務に必要

3. 届出をした後の書類

届出をして頂いた自治会には、補助金を交付したり、業務委託料をお支払いいたします。その関係で各種の申請書類を書いて頂いております。

参考

事業名	提出書類名	添付書類
業務委託契約	1) 業務委託契約書 2) " 前金払請求書	
自治振興交付金	1) 自治振興交付金交付申請書 2) " 請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会規約 ・自治会の予算書 ・自治会の事業計画書

問 自治会の合併・分割で悩んだら…

事例

A自治会は、古くからの区割りに基づいて自治会活動を行ってきたが、地域の事情などにより自治会の規模を見直そうという話になった。そこで、A自治会長は、自治会の合併・分割について調べることにした。

一つの解答案

1. 本当に必要か良く検討すること

自治会の合併や分割は、他の団体や佐倉市役所を巻き込んだ一大事業となります。
費用や手間と効果をよく検討し、本当に必要な事かどうかをよく検討しましょう。

2. 合併手続・分割手続

ここには手続の例の概略(認可地縁団体を除く)のみを記載しておりますので、**検討段階で必ず**佐倉市役所自治人権推進課(043-484-6127)へご相談ください。

(1) 両当事自治会による協議と協議書(案)の作成

- ・新設合併(分割)、吸収合併(分割)の別・組織再編の効力発生日
- ・新自治会の名称計画・自治会の区割の変更計画・会員世帯数の算定計画
- ・組織体系の変更計画(代表者等含)・規約の改正・自治会の会計処理の計画
- ・組織再編に係る事業手続の計画(スケジュール含)…等を協議する。

(2) 各当事自治会についての協議内容の検討・実施

設立	存続(受入)自治会	消滅(受渡)自治会	新設自治会
新設合併		両当事自治会による解散手続	両当事自治会による設立手続
吸収合併	組織変更手続(受入)	解散手続	
新設分割	両当事自治会による一部事業移転手続(受渡)		新設自治会(仮)による設立手続
吸収分割	組織変更手続(受入)	一部事業移転手続(受渡)	

(3) 会員への周知と外部への事前の情報提供

- ・協議書(案)の確定と協議内容が実施できる段階に熟すること。
- ・両当事自治会会員への事前情報の広告。各種関係団体への方針の連絡および広告。

(4) 総会の招集

- ・総会による協議書(案)の承認決議(過半数による普通決議ではなく、より成立要件の厳しい特別決議が望ましい。)

(5) 協議書の締結と協議内容の全自治会員への報告

(6) 反対自治会員への退会・清算手続(ゴミ集積場など共益部分についての事務継続の保障)

(7) 両自治会による事務整理期間

(8) 効力発生日(効力が発生した旨の広告手続)

(9) 市への届出・各種関係団体への報告・一定期間の広告

防災・防犯に関する問題

問 防災倉庫の設置で悩んだら…

事例

A自治会では、大規模災害に備えて防災用品の備蓄をしている。しかし、全ての防災備品を備蓄するには場所が無い。そこで、A自治会長は、防災倉庫の設置を考えることにした。

一つの解答案

1. 自治会の管理地に防災倉庫を設置する場合

集会所など自治会の管理している土地に自治会の防災倉庫を設置する場合、基本的には、自治会の意思だけで設置することができます。ただし、土地の所有者には事前に同意を得ることが必要です。また、必要な場合には総会の決議等を得てください。

防災倉庫の設置に関しては、佐倉市の防災関係部署である佐倉市役所危機管理課(043-484-6131)への届出は必須ではありませんが、情報提供を頂ければ助かります。

2. 公園に防災倉庫を設置する場合

公園に防災倉庫を設置したい場合には、佐倉市役所公園緑地課(043-484-6165)に、都市公園占用許可申請書を提出する必要があります。概ね2週間で許可についての決定が出ます。

その他の事項については、自治会の管理地に防災倉庫を設置する場合と同様です。この場合にも佐倉市役所危機管理課(043-484-6131)への届出は必須ではありませんが、情報提供を頂ければ助かります。

3. 防災倉庫の管理について

自治会が独自に設置する防災倉庫は災害時に役立つものですが、上記の様に基本的には自治会が管理するものです。

特に公園などに設置する場合には、管理の不備で危険が発生しないように管理をお願いします。

問 災害時における自治会の役割に悩んだら…

事例

A自治会では、大規模災害に備え防災体制を整えている。しかし、自治会員の中からは自治会に入っていない人に対しても緊急時の対応をしなければならないのか、との不満の声が上がっている。そこで、A自治会長は、災害時における自治会の役割を考えることにした。

一つの解答案

1. 災害時には助け合いを

災害時における自治会の役割は行政機関とは異なります。災害時に自治会に求められているのは、あくまでも自助や共助の働きなので、自治会がすべての市民を対象として積極的に災害救助を行う義務はありません。

その上で、生死にかかわる災害時においては、自治会員であるか、自治会員以外であるかを問わず、道義上、必然的に助け合いを行うことになることが予測されます。

確かに、費用を負担せず災害時に自治会から支援だけを受けるのは虫のよい話にも思われます。しかし、非常時には相互の助け合いで災害を乗り切ってくださいようお願いします。

2. 災害時における自治会の役割

自治会においても、自治会員同士でも親交が無い場合や会員の情報が無い場合は予想されます。また、当然、自治会員でない方の情報は把握していないことが普通だと思います。

ですから、基準としては、まずは自分の身を守ることが主体です。自治会による相互での連携は、あくまでもその延長にあるものです。その上で、さらに余力があれば、自治会員以外の方についても、情報提供など最低限での行政機関への協力をお願いします。

なお、自治会の防災備品などについても、自治会が購入したものですので、自治会員の方に優先的に配布して下さって結構です。もっとも、余裕がある場合には、自治会の厚意として会員以外の方へ支援して下さいれば、より多くの市民が助かります。

3. 災害後における対応

災害時には誰しものが助け合いを行うことが求められます。しかし、災害の度に、自治会員以外の方が、自治会のお世話になってばかりというのも困る話です。

災害時にかかった費用を請求することも不可能ではありませんが、現実的ではありません。むしろ、災害後には防災への関心が高まりますので、自治会への勧誘を行うことで自治会への加入を促してはいかがでしょうか。災害時に負担した費用は、加入促進PRの必要経費といえるでしょう。会員数が増えれば、将来的には会費に還元される面も大きくなります。

問 防犯活動で悩んだら…

事例

A自治会では、安心・安全なまちづくりを目指している。会員の中からは自治会でできる防犯活動はないものかとの声も出ている。そこで、A自治会長は、自治会でできる防犯活動について考えることにした。

一つの解答案

1. 自治会にできる防犯活動

(1) 防犯パトロール

地域の防犯活動として多くの自治会で取り入れられているのが、防犯パトロールです。小学生の登下校時や夜間のパトロールなど、実施の時間は自治会によって様々です。パトロール参加者の方は、自分の健康維持も兼ね継続して実施されている方が多いようです。

(2) 野外における親睦活動(パターゴルフ・ハイキング)

若い人からは敬遠されがちな親睦活動も、実は防犯活動に繋がっています。公園や道路などに人の気配があれば、犯罪者はそれだけでも警戒します。

また、交通事故や犯罪があった場合にも、目撃情報が増えることとなります。親睦活動は、特定の人だけが楽しんでいるように思われがちですが、実は防犯にも役立っています。

(3) ポスターの掲示や花壇の整備

周辺の環境にまで人の手が行き届いていると、犯罪者は犯罪の実行を控えます。例えば、市で設置している掲示板は、市の掲示物だけではなく自治会の掲示物を自由に掲示できます。子供たちに防犯ポスターなどを書いてもらい掲示しておくことで、地域の目が行き届いていることなどをアピールできるでしょう。

また、趣味の延長で自治会館に花壇を整備したり、植木や盆栽をおいて手入れをするようになれば、人の目が必然的に増えます。防犯のぼりや警報設備の設置には予算がかかりますが、手軽な方法でも十分に防犯活動につながることはできます。

2. 防犯活動を行う上での注意

防犯活動は重要な地域の活動ですが、無理をしてケガをしたり、犯罪に巻き込まれたりしないように注意しましょう。

また、プライバシーの問題もあることから、過度に近隣の事情に介入する事の無いよう配慮をすることも重要です。

福祉に関する問題

問 募金の収集で悩んだら…

事例

A自治会では、募金や寄付金等を集めるとき、会員の家を1軒1軒回って集金している。しかし、最近では役員の高齢化率も高くなっており、1軒ずつ回るのは負担が大きい。若手役員が回るとしても不在のお宅や募金を断るお宅もあり、手間がかかるのは変わらない。

そこで、A自治会長は、募金を自治会費にあらかじめ上乗せして集めることを考え、総会にかけることとした。

一つの解答案

○募金の一律収集は注意が必要です

募金を自治会費に上乗せして集める場合は注意が必要です。募金を自治会費に上乗せして強制的に徴収するとした決議は無効であるとした裁判例があります。

裁判例としては、以下のものがあります。

「募金及び寄付金に応じるかどうか、どのような団体等又は用途について応じるかは、各人の属性、社会的・経済的状况等を踏まえた思想、信条に大きく左右されるものであり、仮にこれを受ける団体等が公共的なものであっても、これに応じない会員がいることは当然考えられるから、会員の募金及び寄付金に対する態度、決定は十分尊重されなければならない。

したがって、そのような会員の態度、決定を十分尊重せず、募金及び寄付金の集金にあたり、その支払を事実上強制するような場合には、思想、信条の自由の侵害の問題が生じ得る。もつとも、思想、信条の自由について規定する憲法一九条は、私人間の問題に当然適用されるものとは解されないが、上記事実上の強制の態様等からして、これが社会的に許容される限度を超えるときには、思想、信条の自由を侵害するものとして、民法九〇条の公序良俗違反としてその効力を否定される場合があり得るといふべきである。…本件決議に基づく増額会費名目の募金及び寄付金の徴収は、募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものといふべきである。

したがって、このような内容を有する本件決議は、被控訴人の会員の思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効といふべきである。」(大阪高裁平成19年8月24日、最高裁上告棄却)

○自治会内で募金について様々な意見が出た場合

募金は任意であり、強制力を伴わないものです。会員から募金について様々な意見が出た場合は、総会や役員会等で十分に話し合ってください。

問 自治会の高齢化で悩んだら…

事例

A自治会では、地域の高齢化に伴って自治会の内部も高齢化している。また、地域の高齢者との関わりも、自治会活動における大きなテーマとなっている。そこで、A自治会長は、役員の高齢化について考えることにした。

一つの解答案

1. 役員の高齢化を悲観しない。

少子高齢化の社会情勢を受け、自治会においても高齢化は重要なテーマとなっています。確かに、単純な肉体労働力という点で見れば若者に比較して高齢者は劣るかもしれませんが、しかし、経験や知識の点では、高齢者が自治会の主体となることは悲観すべきことではありません。重要なことは、自治会としてどのような活動方針を持つのかということです。

(1) 高齢者主体と割り切る活動方針

自治会は、もともと、その地域に住む人の生活の向上を目的としています。したがって、社会や地域の高齢化が進めば、自治会活動もその条件に合うように変わっていくのが当然です。

若者や地域のための活動だと無理に考えるのではなく、高齢者が楽しめる自治会の活動方針に転換していくことも1つの案です。例えば、運営が大変な大規模事業は大幅にカットしてしまい、浮いた運営費で高齢者のための親睦事業や見回りサービスを強化するのも方法です。リタイア世代が自分の趣味や生きがいを見つける場所として、講座を主催したり、クラブやサークルを充実させるのも面白いかもしれません。ゴミ集積場の管理や回覧業務など、地域のために必要だけでも若者が嫌いがちな仕事をする対価として、高齢者が楽しむことの理解が得られれば、自治会活動は楽しい活動になるかもしれません。

(2) 若者を取り込む活動方針

事務仕事や肉体労働は若者にこそ担ってほしい仕事ですが、まずは譲歩が必要です。いきなりそのような仕事を押し付けても、若者は仕事や子育てをしているため、負担感が大きくなります。高齢者のための活動と割り切らず、若者を取り込んでいく場合には、若者の生活スタイルを理解することや、女性の力を活用することが重要です。まずは地域とのつながりの重要性や地域活動の面白さを理解してもらいましょう。また、人生の先輩ではあっても、同じ自治会員であることを意識して、考えを強制することが無いように心がけましょう。女性が活躍しやすい配慮をすることも必要です。

子育て世代について言えば、子供のために参加してほしいと呼び掛けることも重要です。負担になるほどイベントを増やすのは考えものですが、さりげない形での地域の支援は、温かいものとして受け入れられることでしょう。

問 高齢者との関わりで悩んだら…

事例

A自治会では、地域の高齢化に伴って高齢者との関わりが地域のテーマとなっている。特に一人暮らしの高齢者とのコミュニケーションをどのようにしていくかは、会員の中でも話題になっているところである。そこで、A自治会長は、高齢者との関わりについて考えることにした。

一つの解答案

1. 高齢者とのコミュニケーション

自治会における高齢者の割合は、今後増加していく傾向にあります。また、高齢化に伴って、単身世帯の高齢者も増えていくことが予想されています。

この様な中で、自治会等としては、一番大切な生命や身体を守るためにも、まずは緊急時の連絡手段を確保することが高齢者とのコミュニケーションの最低ラインになるといえるでしょう。

2. 緊急時の連絡手段

緊急時の連絡手段として最も有効なのは名簿の作成です。

しかし、個人情報保護の観点から名簿の所有をためられる自治会もあります。そのような場合、ご近所同士や友達同士で情報を保有するのも一つの方法です。

① 例えば、道で見かけたときや回覧板をもっていくときに世間話をしてみましょう。

このとき、聞いておくべきポイントは、家族構成や親せきの有無などです。佐倉市の住民であれば、住所・氏名・電話番号などは比較的入手しやすい情報ですが、他県などにわたる家族や親せきの情報は得難い情報です。

単身高齢者の方にもしものことがあったときでも、手続上、家族や親せきの協力があつた方が迅速に対応できることもあります。

高齢者の方も個人情報の収集という身構えてしまいがちですが、ささいな身の上話であれば話して下さることと思います。

② 散歩、サークル活動、食事会等に積極的に誘ってみましょう。

定期的開催されている自治会活動に参加されている場合、その活動に参加されなくなることが、一種のサインとなります。

「〇〇さん、最近顔を見ないけど、どうしたのかしら…」と思うような関係、あるいは、そう思われるような関係が築ければ、それは十分に高齢者への支援となります。

また、この様な親睦活動自体が、高齢者の生きがいやコミュニケーションの充実につながることはもちろんです。

佐倉市は自治会活動を
応援しています！



自治人権推進課 HP へのアクセスQRコード